

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日、平成 26 年 6 月 24 日及び平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定）の今期におけるフォローアップについて

平成 28 年 2 月 10 日
規 制 改 革 会 議

1 趣旨

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日、平成 26 年 6 月 24 日及び平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定）において、内閣府は、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告し公表することとされていることから、これら 3 つの実施計画の平成 27 年度末時点のフォローアップについて、以下の要領で行うこととする。

2 フォローアップ要領

(1) 報告対象

ア 規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）

実施計画に掲げる全ての事項

イ 規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

平成 26 年度末までに措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち、第 3 期の重点的フォローアップの結果、「要フォロー継続」及び「要改善」とされた事項

ウ その他

第 36 回規制改革会議（平成 26 年 9 月 16 日開催）において、重点的フォローアップ対象とした「⑮改正タクシー特措法の特定地域に指定基準に係る検討」については、平成 26 年度末までに措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち、「要フォロー継続」とされた事項

(2) 所管省庁からの報告

2 (1) の事項について、前期と同様、所管省庁に平成 27 年度末時点の措置状況、実施状況、今後の予定について報告を求める。

報告様式は、第 50 回規制改革会議（平成 27 年 10 月 15 日開催）で重点的フォローアップ対象とした事項については様式 1、それ以外の事項については様式 2 とする。

※「措置状況」は次の区分により分類する。

措置状況	基 準
措置済	実施計画に定められた内容を完了したもの
未措置	実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
検討中	実施計画に定められた内容の実現に向けて、具体的な検討を開始しているが、いまだ結論が得られていないもの
未検討	「今後、〇〇〇審議会において検討する予定」など、一般的な予定はあるが、当該年度に具体的な検討が予定されていないもの等
－	実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

(3) 各ワーキング・グループにおける報告内容の評価

ア 重点的フォローアップ対象とした事項については、前期と同様、所管省庁からの報告内容、これまでの規制改革会議及びワーキング・グループでの検討などを踏まえ、以下の区分により評価する。

評価区分	判 断 基 準
解決	<ul style="list-style-type: none"> 運用段階以前の事項であって、実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了しているもの 運用段階に入っている事項であって、実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの
要フォロー継続	<ul style="list-style-type: none"> 運用段階以前の事項であって、現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度（政省令・通達レベルなども含め）が未整備であるため、引き続きフォローが必要なもの
要改善	<ul style="list-style-type: none"> 制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

イ 重点的フォローアップ対象外の事項については、前期と同様、所管省庁の報告内容を踏まえ、閣議決定に示された内容が実施されていないと明確に認められる事項については、その旨を明らかにする。

3 答申への反映

重点的フォローアップ対象事項のうち「要改善」としたものは、新規事項として位置づけ、今期の答申に盛り込むこととする。

4 今後のスケジュール

平成 28 年	3 月	1 日	所管省庁に調査依頼
	4 月	5 日	所管省庁からの調査回答期限
	4 月～5 月		所管省庁からの回答をワーキング・グループ等において精査
	そ の 後		調査結果の取りまとめ 規制改革会議に報告・公表

第50回規制改革会議(27.10.15)資料より抜粋

重点的フォローアップ項目

<健康・医療分野>

①新たな保険外併用の仕組みの創設
②介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットィング確立
③保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの整備
④医薬分業推進の下での規制の見直し
⑤市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直し
⑥遠隔診療推進のための仕組みの構築
⑦特定保健用食品における審査手続きの見直し

<雇用分野>

⑧一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備
⑨雇用仲介事業の規制の再構築
⑩労使双方が納得する雇用終了の在り方

<農業分野>

⑪農地中間管理機構の機能強化
⑫農協法等一部改正法（農協法、農地法、農業委員会法の改正等）に基づく諸改革の確実な実施

<投資促進等分野>

⑬店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進
⑭理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し
⑮ロボット利活用の促進
⑯次世代自動車の普及拡大促進（含「次世代自動車関連規制」）
⑰改正個人情報保護法の円滑な施行（含「ビッグデータ・ビジネスの普及」）
⑱老朽化マンションの建替え等の促進
⑲「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（セーフ・ハーバーの検討）

<地域活性化分野>

⑳民泊サービスにおける規制改革（インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供）
㉑「地方版規制改革会議」の設置
㉒風営法規制の見直し

【重点的フォローアップ事項】

様式1

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況	実施状況	今後の予定	評価	規制改革会議としての指摘事項
							所管省庁が作成したものを、内閣府がワーキング・グループに報告		ワーキング・グループにおいて作成、規制改革会議に報告

【重点的フォローアップ以外の事項】

様式2

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置 状況	実施状況	今後の予定
						<p>所管省庁が作成したものを、内閣府がワーキング グループに報告</p>	

○規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抄）

I 共通的事項

7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

○規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（抄）

I 共通的事項

7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

○規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）

I 共通的事項

8 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、平成 27 度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。